

- 役割による分類
  - 治す人(curer)：医師、医療補助専門職者、薬剤師、…  
→ 医療補助専門職者：看護師、臨床検査技師、OT、PT、…
  - 癒す人(healer)：祈祷師、カウンセラー、(聖職者、長老)…
  - 予防を推進する人(health promoter)：保健師、民生委員、産業医、…（※ 2013年 Helsinki statement では全職種が関連）
- 制度上の分類
  - 法律による国家資格
    - 西洋医学、EBMに基づく：医師、歯科医師、…
    - 伝統、経験に基づく：柔道整復師、…
  - 法制外の公的資格：臨床心理士、…
  - その他(代替補完／偽？／宗教？)
    - ホメオパス、ナチュロパス、…
- 上記分類は各々オーバーラップすることもある
  - 管理栄養士は病院では「治す人」、学校給食では「予防を推進する人」／患者側からも組合せ、使い分け(medical pluralism)
- 国によって異なる
  - 鍼師は米国では法制外、日本では西洋医学ではないが法制化された(国家試験があり免許を要する)専門職

## 医師法抜粋

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO201.html>
- 第一条** 医師は、医療及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
- 第六条** 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。  
2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。  
3 医師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所(医業に従事する者については、更にその場所)その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 薬剤師～薬剤師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO146.html>
- 第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。
- 第二条 薬剤師になろうとする者は、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 第三条 薬剤師の免許(以下「免許」という。)は、薬剤師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。
- (条件付き業務独占)第十九条で、医師、歯科医師または獣医師が患者が特に希望した場合など特別な場合に自己の処方箋により自ら調剤する時を除き、「薬剤師でない者は販売又は授与の目的で調剤してはならない」と規定されている。
- (名称独占)第二十条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。
- (応召義務)第二十一条 調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (処方せんによる調剤)第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

## 保健師、助産師、看護師、准看護師

- 保健師助産師看護師法  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO203.html>
- 第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。
- 第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。
- 第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊娠、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。
- 第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。
- 第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行つことを業とする者をいう。
- 第七条 保健師は保健師国家試験と看護師国家試験、助産師は助産師国家試験と看護師国家試験、看護師は看護師国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けると規定。
- 2016年就業実人員(出典：平成28年衛生行政報告例(就業医療関係者)  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/16/>)：  
保健師 51,280 人、助産師 35,774 人、看護師 1,149,397 人、准看護師 323,111 人。保健師、助産師、看護師は増加傾向、准看護師は減少傾向。
- 保健師と助産師は都道府県間格差が大きく、2016年の人口 10 万対就業保健師数は全国平均 40.4 人だが、埼玉、東京、神奈川、大阪では 30 人に満たず、福井、山梨、長野、島根、高知では 70 人を超えている。人口 10 万対就業助産師数は島根が多い。看護師はそれほど顕著な差はないが高知が多い。

- 医師法により、資格要件(免許について第2条から第8条、国家試験について等は第9条～第16条で定められている)、臨床研修義務、業務上の責務・義務など(応召義務のほか、無診察診療の禁止、カルテの記載・保存義務など)が定められている。
  - 医療関係の資格としてはオールマイティ。何でもできる。保険外ならば、西洋医学の根柢のない医療をしても合法(患者からのインフォームドコンセントは必要だが)。名称独占かつ業務独占業種なので、逆(偽医者、あるいは、医療補助職がごくわずかな許可された範囲を超えて医療行為をすること)は違法
- 医師数は医師法第6条3項で定められた届出に基いて、歯科医師数、薬剤師数とともに「医師・歯科医師・薬剤師調査」として2年ごとに公表されている
- 2008年末時点での届出医師数は286,699人、2016年末時点で319,480人と増加中(平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/16/dl/gaikyo.pdf>)。しかし人口当たりの医師数は欧米諸国に比べ少ない。

## 歯科医師～歯科医師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO202.html>
- 歯科医師法は、資格要件、応召義務等、医師法にほぼ準じている。歯科医師国家試験に合格した者が歯科医籍に登録することで厚生労働大臣から免許を付与される。
  - 第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする
- 医師と同じく、2006年から臨床研修が義務づけられた
- 2011年医療施設調査(2011年10月1日現在)では、病院 10,112 人、一般診療所 1977 人、歯科診療所 93,007 人(常勤換算)。
- 2016年12月31日付けで、届出歯科医師数は104,533人、前回(2014年12月31日)に比べ微増(出典：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査の概況、前掲)
- 歯科医師国家試験は2014年以降65%以下と合格率が低い(医師国家試験は90%近い)。1970年代に多数新設された歯学部・歯科大学により入学定員が約3倍になった結果、人口10万人当たり80人以上の歯科医師がいる現在、予防習慣の定着によってむし歯が激減し需給のミスマッチが起こったことから合格率を制限する政策と言われている

## 薬剤師の続き～薬事法、他

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35HO145.html>
- 薬事法第4条により、薬局の開設には都道府県知事の許可(6年間有効)が必要
  - 薬事法第7条により薬局の管理者は薬剤師でなくてはならない(開設者は薬剤師でなくてもよい。また2つ以上の薬局の管理者を兼ねることはできない)と規定されている。
  - 調剤薬局は医療法に規定される医療提供施設の一つ→薬剤師は中医協にも医療提供者の一員として参加
- 2009年に登録販売者制度が導入され、第2類と第3類一般用医薬品の販売だけなら薬剤師が常駐しなくても可能に。
- World Health Statistics 2007によると薬剤師の人数は人口1000当たり1.21で先進国中最多く。
- 薬科大学・薬学部は2006年から6年制になった。
- 届出薬剤師数は2008年末に267,751人、2016年末に301,323人で増加中だが、届出医師数よりやや少ない。薬学部の新設もあって、2027年には40万人になると予測されるが需要は29万人と予測され、余剰?→かかりつけ薬局など?

## 診療放射線技師～診療放射線技師法

- <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO226.html>
- 第一条 この法律は、診療放射線技師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療及び公衆衛生の普及及び向上に寄与することを目的とする。
- 第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。
  - アルファ線及びベータ線
  - ガンマ線
  - 百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
  - エツクス線
- 五 その他政令で定める電磁波又は粒子線
  - この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。
- 第三条 診療放射線技師にならうとする者は、診療放射線技師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
- 医師・歯科医師の指示の下に放射線検査(レントゲン撮影、CT検査、血管造影、核医学検査)、MRI検査、超音波検査、放射線治療を行う。
- 2010年末で免許取得者数は69,334人(これより新しい統計は見つけられない)、2017年10月1日現在の常勤換算の従事者数は病院44,755人、診療所9,458人。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001w5xo-att/2r9852000001w6er.pdf>

# 臨床検査技師～臨床検査技師法

# 理学療法士、作業療法士

■ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO076.html>

■ 法律の正式名称は「臨床検査技師等に関する法律」

- ・第一条 この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もつて医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
- ・第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。
- ・第三条 臨床検査技師の免許(以下「免許」という。)は、臨床検査技師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。
- ・第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。
- ・第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が臨床検査技師名簿に登録することによつて行う。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。

■ 医療施設の就業者は、2017年10月1日現在、常勤換算で、病院54,960人、一般診療所11,906人。

■ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO137.html>

■ 「理学療法士及び作業療法士法」

- ・第一条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。
- ・第二条 この法律で「理学療法士」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的な動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法士」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

・第三条 理学療法士又は作業療法士にならうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

■ 医療施設の業務従事者数は、2017年10月1日現在、常勤換算で、理学療法士が病院78,439人、一般診療所13,256人。作業療法士が病院45,165人、一般診療所2,687人と増加中。

## 視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士

■ 視能訓練士(ORT)：医師の指示の下に視覚機能の検査や矯正訓練を行う。視能訓練士法による国家資格。

- ・2017年10月1日の常勤換算数では、病院勤務が4,321人、一般診療所が4,569人(病院より診療所に多い)

■ 言語聴覚士(ST)：医師、歯科医師の指示の下に、音声機能、言語機能、聴覚障害者に対して言語機能検査、聴覚機能検査や言語訓練、嚥下訓練、人工内耳の調整を行う。1997年に言語聴覚士法が制定され国家資格となった(かつては言語療法士とも呼ばれていた)

- ・2017年10月1日の常勤換算数では、病院勤務が15,781人、一般診療所が858人

■ 義肢装具士(PO)：医師の処方により義肢装具の採型・採寸ならびに適合・調整を行う専門職。1987年に義肢装具師法が制定され国家資格となった(養成校は少ない)。国家試験に合格した者が厚生労働大臣の免許を受け、名簿に登録する。

- ・2017年10月1日の常勤換算数では、病院勤務が62人、一般診療所が44人と減少(有資格者は4,000人超)

## 栄養関連職種

■ 管理栄養士：栄養士法による国家資格(厚労大臣の免許)。名称独占だが、医療専門職の中で唯一法律で守秘義務が定められていない

- ・栄養士は養成施設卒業者に対し都道府県知事の免許
- ・配置基準(医療法に基づく)では、栄養士は病床100以上の病院に1人、特定機能病院には管理栄養士1人が必須。管理栄養士は健康増進法により大規模給食施設(保健所が施設指定)には必置
- ・2017年10月1日の常勤換算従事者数は、病院に管理栄養士は22,430人、栄養士は4,717人、診療所はそれぞれ4,193人、1,695人。

■ 調理師：調理師法による名称独占の資格。都道府県知事の免許(調理師試験は厚生労働大臣の定める基準により都道府県知事が行う)。

- ・ふぐ調理師は各都道府県の条例に基づく業務独占免許

■ 栄養教諭：中教審の答申を受けて2005年から食育推進のため設置。

- ・養成課程は経緯から多様。学校教育法による。

## 法律に規定されていない職種

■ 臨床心理士：日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格だがハードルが高い(<http://www.fjcbcp.or.jp/>)。ただし業務独占ではない。

■ 公認心理師：2015年9月に公認心理師法施行によりできた国家資格。所管は文部科学省と厚生労働省の共管。養成課程修了者が国家試験に合格し登録する。名称独占。2018年9月9日に第1回国家試験実施、2019年8月に第2回国家試験実施予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

■ 医療ソーシャルワーカー(MSW)：公的な資格は無いが、社会福祉士をもつことを採用条件にしている病院が多い。

■ 診療情報管理士：ライブラーとしての診療録を高い精度で機能させ、そこに含まれるデータや情報を加工、分析、編集し活用することにより医療の安全管理、質の向上および病院の経営管理に寄与する専門職。米国での歴史が古く、日本では日本病院会の診療情報管理士の通信教育受講生と認定者は大幅に増加しており、「診療録管理士」、「診療情報管理士」認定者総計27,702名が医療機関で活動(日本病院会webサイト [<http://www.jha-e.com/top/abouts/license>] 参照)

■ 腫瘍登録士(がん登録士)：がん対策基本法により地域がん登録が推進され(がん登録推進法により2016年1月1日から全国がん登録として義務化され)、各専門科の学会が進める院内がん登録も進展したことでニーズが高まつたが、現在のところ、日本では検討中。診療録管理学会に委ねられている。

## まとめとレポート課題

### 資格制度

- ・日本では、多くの医療専門職は厚生労働大臣の免許による
- ・准看護師、栄養士、調理師は都道府県知事の免許
- ・介護支援専門員(ケアマネ)は都道府県知事の登録制
- ・社会福祉士、介護福祉士、労働衛生コンサルタントは厚生労働大臣の登録制。公認心理師も国家試験合格後の登録制(文科・厚労)
- ・臨床心理士、医療ソーシャルワーカー(MSW)、診療情報管理士、腫瘍登録士は法的資格ではない(臨床心理士は難関だが)

### 届出義務

- ・医師、歯科医師、薬剤師は、その職に従事していくなくとも2年ごとに現住所等を保健所に届ける義務がある
- ・看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、歯科技工士は、従事者のみ2年ごとに現住所等を保健所に届け出る

### 需給予測

- ・歯科医師は供給過剰気味のため国家試験が難化している
- ・医師と看護師は不足する可能性が高い。保健師は政策次第だが、長野県の長寿と低医療費からは保健師を増やすべきという提言もなされているので、その意味からは不足
- ・スポーツ医学/トレーニング分野では新展開(eg. <https://ar-ex.jp/>)

■ レポート課題：チーム医療や地域包括ケアの推進など多職種協働の重要性が中医協等でも強調されているが、今後の多職種協働について、人材育成も含め政策提言を考えてみてください